

特許協力条約に基づく国際出願願書

原本 (出願用) - 印刷日時 2003年11月07日 (07. 11. 2003) 金曜日 15時20分53秒

| | | |
|----------------|---|---|
| VIII-4-1 | <p>発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合) 発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合) (規則4.17 (iv) 及び51の2.1 (a) (iv))</p> | <p>私は、特許請求の範囲に記載され、かつ特許が求められている対象に関して、自らが最初、最先かつ唯一の発明者である (発明者が1名しか記載されていない場合) か、あるいは共同発明者である (複数の発明者が記載されている場合) と信じていることを、ここに申し立てる。</p> <p>本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである (出願時に申立てを提出する場合)</p> <p>私は、特許請求の範囲を含め、上記国際出願を検討し、かつ内容を理解していることを、ここに表明する。</p> <p>私は、PCT規則4.10の規定に従い、上記出願の願書において主張する優先権を特定し、かつ、「先の出願」という見出しの下に、出願番号、国名又は世界貿易機関の加盟国名、出願日、出願月、出願年を記載することで、米国以外の少なくとも一国を指定しているPCT国際出願を含め、優先権を主張する本出願の出願日よりも前の出願日を有する、米国以外の国で出願された特許又は発明証の出願をすべて特定している。</p> |
| VIII-4-1 -1 | 先の出願: | <p>私は、連邦規則法典第37編規則1.56 (37C. F. R. § 1.56) に定義された特許性に関し重要であると知った情報について開示義務があることを、ここに承認する。さらに、一部継続出願である場合、先の出願の日から一部継続出願のPCT国際出願日までの間に入手可能になった重要な情報について開示義務があることを承認する。</p> <p>私は、表明された私自身の知識に基づく陳述が真実であり、かつ情報と信念に関する陳述が真実であると信じていることをここに申し立てる。さらに、故意に虚偽の陳述などを行った場合は、米国法典第18編第1001条に基づき、罰金、拘禁、又はその両方により処罰され、またそのような故意による虚偽の陳述は、本出願又はそれに対して与えられるいかなる特許についても、その有効性を危うくすることを理解した上で陳述が行われたことを、ここに申し立てる。</p> |

特許協力条約に基づく国際出願願書

原本 (出願用) - 印刷日時 2003年11月07日 (07.11.2003) 金曜日 15時20分53秒

| | | |
|--------------------------------------|--|------------------|
| VIII-4-1 -1-1 VIII-4-1 -1-2 | 氏名： 住所： (都市名、米国の州名 (該当する場合) 又は国名) | 成富 正徳 中央区、日本国 |
| VIII-4-1 -1-3 | 郵便のあて名： | 日本橋本町1丁目10番5号 |
| VIII-4-1 -1-4 | 国籍： | JP |
| VIII-4-1 -1-5 | 発明者の署名： (国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則26の3に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合。署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。) | 成富正徳 |
| VIII-4-1 -1-6 | 日付： (国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則26の3に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合。) | 2003.11.7 |
| VIII-4-1 -2-1 VIII-4-1 -2-2 | 氏名： 住所： (都市名、米国の州名 (該当する場合) 又は国名) | 安藤 直樹 中央区、日本国 |
| VIII-4-1 -2-3 | 郵便のあて名： | 日本橋本町1丁目10番5号 |
| VIII-4-1 -2-4 | 国籍： | JP |
| VIII-4-1 -2-5 | 発明者の署名： (国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則26の3に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合。署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。) | 安藤直樹 |
| VIII-4-1 -2-6 | 日付： (国際出願の願書に発明者の署名がない場合や、規則26の3に基づいて国際出願の出願後に申立ての補充や追加がなされた場合。) | 2003.11.07 |